

公益財団法人世田谷区保健センター職員の リフレッシュ休暇に関する規則

（平成 11 年 6 月 30 日
財世保規則第 3 号）

（目 的）

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和 52 年 7 月 19 日財世保規程第 6 号）（以下「就業規程」という。）第 39 条の規定に基づくリフレッシュ休暇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（承認期間の例外）

第 2 条 就業規程第 39 条の規定によりリフレッシュ休暇の対象となる職員で、次の各号に該当する者には、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。

- (1) 就業規程第 39 条の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の 4 月 1 日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者は、公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（禁錮以上の刑の場合を除く。）が確定した日から 2 年を経過する日が属する年度の翌年度
- (2) 就業規程第 39 条の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の 4 月 1 日において、懲戒処分（理事長が別に定める者を除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者は、当該懲戒処分を受けた日から 2 年を経過する日が属する年度の翌年度
- (3) 就業規程第 39 条の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度において、同条に定める妊娠出産休暇その他理事長が定める事由により、当該年度の二分の一以上の期間勤務しなかった者は、同条の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の 4 月 1 日から理事長が定める日まで

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。